

【用語】勢多郡茂木村—勢多郡大胡町 向後—今後、以後 正物—ほんもの、現物 下知—上から下へ指図すること、命令 ひろ—尋、繩の長さの単位、一尋は五尺（約一・五メートル）または六尺 雪隠—便所 分限—身のほど、資産 合力—援助、加勢 名寄—名寄帳 肝煎—ここでは世話人のこと

【解説】江戸時代の村落は、単に幕府・領主による支配行政機構の末端組織というだけでなく、村民が経済活動や社会生活を営むうえでの生活共同体であつた。とくに田植え・稻刈り・屋根の葺き替え・灌溉用水・道普請などの共同作業は村単位に行われることが多く、これら村民の助け合いの慣行を一般に「結（ゆい）」と呼んだ。この村落内の共同作業の慣行は、やがて相互の連帶を強め、村民自らの生活や秩序を維持するための村掟・村議定のなかに明文化されることになった。

この文書は、文政四年（一八二二）勢多郡茂木村の家修復に関する村議定である。内容は、家数八四軒を破損の甚だしい家から毎年五軒ずつ修復し、一〇年ですべて完了すること、普請にかかる材料や諸経費はすべての家に割り当て積み立てること、負担できな者は萱・縄にて納めること、普請中の手伝いは手弁当で参加することなど、村中連名で取り決めている。なお、文書の奥書には前橋陣屋の代官と郷廻り役が事前に一軒ずつ調査したとあり、藩の農村復興政策の一環であつたことが考えられる。